

2017年2月8日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第437号）

# 国家外国専門家局、 外国人就労許可の新制度を全国で実施へ A・B・C類で分類・管理

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外国専門家局は2016年9月27日付で、『外国人来華就労許可制度試行実施方案の印刷・配布に関する通達』（外專発[2016]151号、以下『151号通達』）を公布しました。今次の外国人来華就労許可制度は、従来の「外国人就業許可証書」、「外国専門家来華就労許可証」を「外国人就労許可通知」へ、「外国人就業証」、「外国専門家証」を「外国人就労許可証」へ統合し（両証整合）、中国で就業する外国人をA類、B類、C類に分類・管理するものです（図表1参照）。北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、雲南省、寧夏回族自治区では2016年10月より試行が始まっており、2017年4月1日より全国での実施となります。

### □ 両証整合で各人にコードを賦与しA・B・C類に分類

中国における外国人の就労許可管理サービス制度を統一し、申請資料を簡素化、審査・批准のプロセスを最適化すること等を目的に、『151号通達』では証書の統合および就労者の分類・管理が規範化されています。これにより、生涯不変のコードが各就労者1人につき1つ与えられることとなります。

「ハイエンドを奨励、一般をコントロール、ローエンドを制限」という原則のもと、中国で就業する外国人は「外国ハイエンド人材（A類）」、「外国専門人材（B類）」、「外国普通人員（C類）」に分類・管理されます（図表2参照）。就労者は各条件により分類が行われ、得点については「ポイント要素割り当て表」（図表3）をご参照ください。

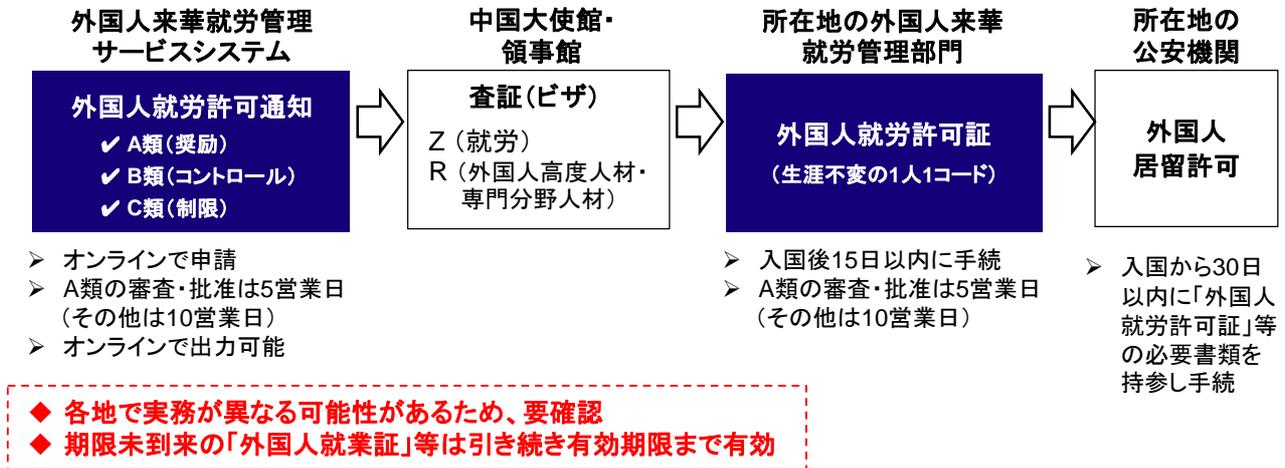
### □ オンラインシステム導入

『151号通達』は、全国統一の「外国人来華就労管理サービスシステム」<sup>1</sup>を構築し、1つの窓口、オンライン、規範化といった手続の最適化を推進していくとしています。オンラインシステムの導入によ

<sup>1</sup> 「外国人来華就労管理サービスシステム」は、右のURLからアクセスできます。⇒ <http://fwp.safea.gov.cn/>

り事前審査等の手続はシステムを通じて行うことができ、雇用企業または委託を受けた専門サービス機関は、当該システムでアカウント登録を行った後、各種申請手続を行うことが可能です。

【図表 1】 外国人来華就労許可制度手続の流れ



(『151号通達』等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 2】 就労者の分類

分類	条件 (※いずれかの条件を満たせば可)
A類	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国内の人材誘致計画に選出</li> <li>➢ 国際的に公認された専門業績の認定基準に合致</li> <li>➢ 市場動向に適した奨励類ポストで必要とする外国人人材</li> <li>➢ 革新起業人材</li> <li>➢ 優秀青年人材</li> <li>➢ 得点が85点以上</li> </ul>
B類	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 学士以上の学位と2年以上の関連業務の経験を有し、一定条件を満たす外国人専門人材</li> <li>➢ 中国国内の大学で修士以上の学位を取得した優秀な卒業生</li> <li>➢ 国外ランキング上位100位の大学で修士以上の学位を取得した卒業生</li> <li>➢ 外国語の教員</li> <li>➢ 得点が60点以上の専門人材</li> </ul>
C類	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国务院の関連行政主管部門が批准(授權)し雇用する、もしくは中国と外国政府の協議に基づき雇用する外国人</li> <li>➢ 政府間協議に基づき中国で実習、見習いを行う外国の青年</li> <li>➢ 外国人ハイエンド人材に随行し家事サービスに従事する外国人</li> <li>➢ 遠洋漁業等特殊な領域の業務を行う外国人</li> <li>➢ 季節性労働に従事する外国人</li> <li>➢ その他ポスト割当管理を実行する外国人</li> </ul>

(『151号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】ポイント要素割り当て表（試用版）

採点項目	基準	点数
直接資格を与える項目	国内の人材誘致計画に選出および国際的に公認された専門業績の認定基準に合致	—
	市場動向に適した奨励類ポストの需要に合致	—
	革新起業人材および優秀青年人材	—
国内雇用単位が支払う年俸（万円） 本項目は最高 20 点	45 万元以上	20
	35 万元以上、45 万元未満	17
	25 万元以上、35 万元未満	14
	15 万元以上、25 万元未満	11
	7 万元以上、15 万元未満	8
	5 万元以上、7 万元未満	5
	5 万元未満	0
教育レベルもしくは国際的な就業資質証明 本項目は最高 20 点	博士もしくはそれ相当	20
	修士もしくはそれ相当	15
	学士もしくはそれ相当	10
関連業務の継続勤務年数 本項目は最高 15 点	2 年を超過する場合、1 年増えるごとに 1 点加算	最高 15 点
	2 年	5
	2 年未満	0
毎年の業務時間 本項目は最高 15 点 単位：月	年間業務時間が 9 カ月以上	15
	6 カ月以上、9 カ月未満	10
	3 カ月以上、6 カ月未満	5
	3 カ月未満	0
中国語レベル 本項目は最高 10 点	中国語を教育言語とし学士以上の学位取得者	10
	漢語水平考試（HSK）5 級以上合格	10
	漢語水平考試（HSK）4 級合格	8
	漢語水平考試（HSK）3 級合格	6
	漢語水平考試（HSK）2 級合格	4
	漢語水平考試（HSK）1 級合格	2
勤務地域 本項目は最高 10 点	西部地域	10
	東北地域等の旧工業基地	10
	中部地域・国家級貧困県等の特別地域	10
年齢（歳） 本項目は最高 15 点	18 歳から 25 歳	10
	26 歳から 45 歳	15
	46 歳から 55 歳	10
	56 歳から 60 歳	5

	60 歳以上	0
世界の著名大学卒業もしくは世界 500 強企業で勤務経験がある 本項目は最高 5 点	世界ランキング上位 100 位の著名大学 <sup>2</sup> 卒業	5
	世界 500 強企業 <sup>3</sup> で勤務経験がある	5
省級外国人就労管理部門による奨励性加点 本項目は最高 10 点	地方の経済・社会発展の需要に特に不足している特殊人材 (省級外国人就労管理部門の具体的な基準制定による)	0~10

(『151 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

一部地域では外国人来華就労許可制度の試行がすでに開始されていますが、2017 年 4 月 1 日より全国で正式に実施されてからも、統合前の従来の 4 つの証書は有効期間内であれば引き続き有効です。

「国家外国専門家局が組織・実施の責任を負い、地方人民政府は実際に結合して参照・執行する」としているとおおり、本制度の実務については各地で異なる可能性があるため、手続の際には各地の担当部門にご確認ください。

\*

『151 号通達』の詳細、関連手続に必要な書類等については、以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.safea.gov.cn/content.shtml?id=12749237>

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

#### 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

<sup>2</sup> 「世界ランキング上位 100 位の著名大学」とは、直近 5 年間に上海交通大学高等教育研究院「世界大学学術ランキング」にランクインした中国以外の大学を指します。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <http://www.shanghairanking.com/>

<sup>3</sup> 「世界 500 強企業」とは、米誌『FORTUNE』の「FORTUNE GLOBAL 500」2015 年版にランクインした企業を指します。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <http://fortune.com/global500/2015/>